



# 埼玉県報

第345号  
令和4年(2022年)  
9月13日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県財務規則等の一部を改正する規則（出納総務課）
- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（任用審査課）

### 告示

- 次期財務会計システム構築業務委託に関する落札者等の公示（情報システム戦略課）
- スタジオモニターに関する落札者等の公示（入札課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の新設に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 荒木郷地裏土地改良区の役員退任届（加須農林振興センター）
- 清算法人荒木郷地裏土地改良区の清算人就任届（加須農林振興センター）
- 小川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 事務所の所在地又はその業者の所在が確知ができない宅地建物取引業者の公告（建築安全課）
- 県道羽生外野栗橋線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道羽生外野栗橋線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 埼玉県下水道局次期下水道施設台帳システム構築業務に関する入札公告（下水道事業課）
- 令和4年9月1日現在における選挙人名簿登録者数の50分の1の数等（選挙管理委員会）

### 正誤

- 埼玉県公営企業管理規程第4号中訂正（公営企業・財務課）

## 規 則

埼玉県財務規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第七十号

埼玉県財務規則等の一部を改正する規則

(埼玉県財務規則の一部改正)

第一条 埼玉県財務規則(昭和三十九年埼玉県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第四項中「納付しようとする指定金融機関等が加入している手形交換所(手形交換を委託している金融機関にあつては委託先の金融機関が加入している手形交換所)の手形交換取扱地域」を「全国の区域」に改める。

(埼玉県財務規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 埼玉県財務規則の一部を改正する規則(令和四年埼玉県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)、様式第四十一号(十二)及び様式第四十二号(十)の改正規定中「様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)、様式第四十一号(十二)及び様式第四十二号(十)を次のように改める。」の次の様式第四十一号(二)、様式第四十一号(四)、様式第四十一号(八)及び様式第四十一号(十二)の改正規定を次のように改める。

様式第41号(2) (第50条関係)

年 度	通知年月日	通知番号	支 払 金 額 (円)	

受取方法

下記の銀行にこの通知書を持参してお受け取りください (運転免許証等の提示を求められることがあります)。

送  
金  
通  
知  
書

(裏面を御覧ください。)

埼玉県会計管理者 印

支払済印

支払金融機関  
支 払 内 容  
課 所

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問合せください。)
- (2) その他  
受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に表示してください。

領 収 書	⑩ 営業に関するもので受取金額が5万円以上のものは収入印紙をお貼りください。
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。	
年 月 日	
住所	
氏名	⑩ (法人の代表者印)
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)	

委 任 状	
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を	
(代理人)	
住所	
氏名	
に委任します。	年 月 日
(本人)	
住所	
氏名	⑩ (法人の代表者印)
(個人の場合は、本人が署名してください。)	

様式第 4 1 号 ( 4 ) ( 第 5 0 条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 払 金 額												
				千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

--

送

受取方法

下記の銀行にこの通知書を持参してお受け取りください ( 運転免許証等の提示を求められることがあります ) 。

埼玉県会計管理者 印

金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

市  
都  
郡

町  
区  
村

番地  
様

支払金融機関		支払済印
銀行	支店	
課 所 名		
支払内容		

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、発行機関にお問合せください。)
- (2) その他  
受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口に表示してください。

領 収 書	④ 営業に関するもので受取金額が5万円以上のものは収入印紙をお貼りください。
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。 年 月 日	
住所	
氏名	④ (法人の代表者印)
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)	

委 任 状	
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を	
(代理人)	
住所	
氏名	
に委任します。	年 月 日
(本人)	
住所	
氏名	④ (法人の代表者印)
(個人の場合は、本人が署名してください。)	

様式第41号(8) (第50条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 金	払 額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
年度	・	・														

--

受取方法

埼玉県にこの通知書を持参してお受け取りください(運転免許証等の提示を求められることがあります。)

埼玉県 県税事務所出納員 印

送  
金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

	様
--	---

店 名		支 払 済 印
銀行 支店		
課所名	埼玉県 県税事務所	
支 払 内 容	県税過誤納金還付	

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、この通知書を発行した県税事務所にお問合せください。)
- (2) その他
  - ア 通知年月日から5年を経過しますとこの支払金を受け取る権利がなくなりますので御注意ください。
  - イ 受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口にて提示してください。

領 収 書		
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。		
住所	年 月 日	
氏名		㊟ (法人の代表者印)
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)		

委 任 状		
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を		
(代理人)		
住所		
氏名		
に委任します。	年 月 日	
(本人)		
住所		
氏名		㊟ (法人の代表者印)
(個人の場合は、本人が署名してください。)		



様式第41号(11) (第50条関係)

年度	通知年月日	通知番号	支 金 払 額		
年度	・   ・				

受取方法

埼玉りそな銀行にこの通知書を持参してお受け取りください(運転免許証等の提示を求められることがあります。)

埼玉県自動車税事務所出納員 印

送  
金  
通  
知  
書  
(裏面を御覧ください。)

課 所 名	埼玉県自動車税事務所	支 払 済 印
支 払 内 容		
銀 行	支 店	

様

(裏面)

1 受取方法

- (1) 領収書欄に領収の年月日、住所及び氏名を自署し、通知年月日から1年以内に、表面に記載された銀行の本店又は支店に提出してください。
- (2) 受取人が法人の場合は、領収の年月日、住所、法人の名称、代表者の職名及び氏名を記入し、代表者印を押印した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。
- (3) 本人に代わって代理人が受け取る場合は、本人が委任状欄に署名(法人の場合は記名押印)し、代理人が領収書欄に署名した上で、上記(1)と同様の手続をしてください。

2 受取上の注意

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する場合は、本送金通知書では支払を受けることはできません。
  - ア 表面に記載された支払金額又は宛先の住所若しくは氏名が訂正されているもの
  - イ 領収書欄の署名(法人の場合は代表者印)がないもの(代理人を受け取る場合は、委任状欄の本人の署名(法人の場合は代表者印)及び領収書欄の代理人の署名がないもの)
  - ウ 通知年月日から1年を経過したもの(受取方法については、自動車税事務所にお問合せください。)
- (2) その他
  - ア 通知年月日から5年を経過しますとこの支払金を受け取る権利がなくなりますので御注意ください。
  - イ 受取時の住所又は氏名が宛先の住所又は氏名と異なる場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民票の写し、登記事項証明書その他受取時の住所又は氏名を証明できるものを金融機関の窓口にて提示してください。

<b>領 収 書</b>
表面の支払金額の欄に記載された金額を領収しました。
年 月 日
住所
氏名 <span style="float: right;">㊟ (法人の代表者印)</span>
(受取人が個人の場合は、本人又は代理人が署名してください。)

<b>委 任 状</b>
表面の支払金額の欄に記載された金額の受取を
(代理人)
住所
氏名
に委任します。 年 月 日
(本人)
住所
氏名 <span style="float: right;">㊟ (法人の代表者印)</span>
(個人の場合は、本人が署名してください。)

附則第一項第二号中「令和五年四月一日」を「令和四年十一月四日」に改める。

附則

この規則は、令和四年十一月四日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 規 則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月十三日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則一三一六〇

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（埼玉県人事委員会規則一三一八）の一部を次のように改正する。

附則第八項中「令和三年十月三十一日」を「令和四年十月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第九百二十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
次期財務会計システム構築業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部情報システム戦略課業務システム最適化推進担当 埼玉県さ  
いたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年7月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 落札金額  
1,776,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年5月10日

# 告 示

## 埼玉県告示第九百三十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量  
スタジオモニター 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
産業労働部商業・サービス産業支援課 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和4年8月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
ソニーマーケティング株式会社 東京都港区港南1丁目7番1号
- 5 落札金額  
65,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
令和4年6月28日



## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク赤城町店

埼玉県熊谷市赤城町三丁目一番地三十三

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番地 外 計二者

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島一誠

埼玉県鶴ヶ島市脚折千六百四十六番地

#### ハ 変更年月日

平成二十三年二月十一日

#### ニ 届出年月日

令和四年八月三十日

#### 二 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

#### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

##### イ 意見書提出期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

##### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第九百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベルク赤城町店

埼玉県熊谷市赤城町三丁目一番地三十三

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 一四〇台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 九〇台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七二台

#### ハ 変更年月日

令和五年五月一日

#### ニ 届出年月日

令和四年八月三十日

### 二 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



# 告示

## 埼玉県告示第九百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロジャース新座店

埼玉県新座市野火止一丁目五百九十七番地一

#### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 六一四台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 二二六台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 一五か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 四か所 位置 図面省略

#### ハ 変更年月日

令和五年五月一日

#### ニ 届出年月日

令和四年八月三十日

### 二 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

### 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

#### イ 意見書提出期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

#### ロ 意見書提出先



## 告示

### 埼玉県告示第九百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス鴻巣人形四丁目店

埼玉県鴻巣市人形四丁目二千七百七十二番三外

##### ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

##### ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年五月一日

##### ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百八十六平方メートル

##### ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四六台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 四八平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立方メートル

##### ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年八月三十一日

二 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課



## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグコスモス北本店

埼玉県北本市本宿二丁目四十一、四十二番二

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番一号第一福岡ビルS館四階

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

令和五年五月一日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
千三百八十五平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 五三台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 四一台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 九〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後九時五十分まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時まで

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数 二か所 位置 図面省略

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

ト 届出年月日

令和四年八月三十一日

二 縦覧期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年九月十三日から令和五年一月十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

## 埼玉県告示第九百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、  
荒木郷地裏土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり  
届出があつた。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	野村正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
同	佐藤榮一	同 同 同 三千五百五十六番地
同	松村幸雄	同 同 同 三千六百二十二番地
同	井ノ山竹男	同 同 同 三千五百八十番地二
同	北岡一	同 同 同 三千五百七十番地
同	北岡健一	同 同 同 千九百十三番地二
同	北岡孝一	同 同 同 三千五百八十一番地
同	野口誠一	同 同 同 三千六百三十四番地四
同	園部弘行	同 同 同 須加八百七十五番地
同	鎗田榮	同 同 同 荒木三千五百四十五番地
同	片柳三郎	同 同 同 五千百四十一番地
同	武井修	同 同 同 二千三百二十七番地二
同	高澤進	同 同 同 千五百二十三番地二
同	石田雄一	同 同 同 千九百五十四番地
同	間々田英治	同 同 同 千六百二番地

# 告示

## 埼玉県告示第九百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定により、解散認可した清算法人荒木郷地裏土地改良区から清算人に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

清算人の氏名及び住所	氏名	住所
	野村 正幸	埼玉県行田市大字荒木三千六百十五番地
	松村 幸雄	同 同 三千六百二十二番地
	井ノ山 竹男	同 同 三千五百八十番地二
	北岡 一	同 同 三千五百七十番地
	國島 健一	同 同 千九百十三番地二
	北岡 孝一	同 同 三千五百八十一番地
	野口 誠一	同 同 三千六百三十四番地四
	園部 弘行	同 同 須加八百七十五番地
	鎗田 榮	同 同 荒木三千五百四十五番地
	片柳 三郎	同 同 五千四百四十一番地
	武井 修	同 同 二千三百二十七番地二
	高澤 進	同 同 千五百二十三番地二
	石田 雄一	同 同 千九百五十四番地
	間々田 英治	同 同 千六百二番地

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十八号

小川町から小川都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

## 告 示

### 埼玉県告示第九百三十九号

小川町から小川都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

# 告示

## 埼玉県告示第九百四十号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和四年九月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

商号又は名称	氏名（法人にあつては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社水口不動産	水口 和夫	埼玉県川越市大字砂九百三十七番地の九

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
同市外野字本田二〇三番一 地先 まで	加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から	区 間
六・九三 〽一七・三九	六・九三 〽二一・三六	敷地の幅員 (メートル)
一一五・九九		延 長 (メートル)
令和四年八月二十三日付け埼玉 県行田県土整備事務所長第二十 三号で告示した道路区域の変更で ある。		備 考

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年九月十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

羽生外野栗橋線	路線名
加須市大越字川塚二七三〇番一 地先から 同市外野字本田二〇三番一 地先まで	供用開始の区間
令和四年九月十五日	供用開始の期日
令和四年九月十三日付け埼玉県行田県土整備事務所長第二十八号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一一五・九九メートル	備考

# 告 示

## 埼玉県流域下水道事業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和四年九月十三日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

埼玉県下水道局次期下水道施設台帳システム構築業務 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び調達仕様書による。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 履行場所

日本国内法が及ぶ範囲内

### (5) 入札方法

本件入札は、総合評価方式一般競争入札により、また「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県下水道局の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目13番3号 埼玉県下水道局  
下水道事業課建設担当 弘田・横山 電話048-830-5456（直通） 電子メール  
a5448-09@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書の交付方法

電子メールにて送付する（入札説明書に示す所定の手続きを行うこと。）。

(4) 現場説明会の方法及び日時

ア 日時

以下の何れかの日時に対面により実施する。

令和4年9月27日（火）から30日（金）まで

①午前9時30分から午前10時30分まで

②午後1時00分から午後2時00分まで

③午後3時00分から午後4時00分まで

イ 開催場所

埼玉県和光市新倉六丁目1番1号

埼玉県荒川右岸下水道事務所

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月8日（火）午後4時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(7) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月7日（月）午後4時まで（必着）

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和4年11月7日（月）午後4時まで

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県下水道局下水道事業課 令和4年11月9日（水）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第171条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第153条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和4年10月14日（金）午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第176条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定

める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第173条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行い、入札説明書の技術評価項目書の必須項目をすべて満たした提案をした者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者の決定をする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する（調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。）。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和4年10月4日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(10) 支払条件

ア 委託料

発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

イ 部分払

部分払を行う。

ウ 各会計年度の支払限度額

令和4年度 契約金額の概ね1割

令和5年度 契約金額の概ね4割

令和6年度 契約金額の概ね5割

(11) その他詳細は、入札説明書及び調達仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Creation of Next Sewage Facility Accounting System for Saitama



Prefectural Public Sewage Works Bureau

(2) Period of Service Provision

From contract start date until March 31, 2025 (Monday)

(3) Submissions Period for Bids by Electronic Bidding System

Until 4:00 p.m. on November 8, 2022 (Tuesday)

(4) Submissions Period for Bids by Registered Mail or in Person

Until 4:00 p.m. on November 7, 2022 (Monday)

(5) Contact Information

Construction Group

Sewerage Works Division

Public Sewage Works Bureau

Saitama Prefectural Government

3-13-3 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi

Saitama-ken 330-0063, Japan

TEL: 048-830-5456

E-mail: a5448-09@pref.saitama.lg.jp

# 告示

## 埼玉県選管告示第六十四号

令和四年九月一日現在の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、次のとおりである。

令和四年九月十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

一二三、三一三人

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する者の総数の八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

八七〇、七〇二人

三 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

### 選挙区

数

南第一区 草加市	六九、七四三人
南第二区 川口市	一四七、六六五人
南第三区 さいたま市西区	二六、一七四人
南第四区 さいたま市北区	四一、六八五人
南第五区 さいたま市大宮区	三四、三二四人
南第六区 さいたま市見沼区	四五、九七九人
南第七区 さいたま市中央区	二八、七九一人
南第八区 さいたま市桜区	二六、八七二人
南第九区 さいたま市浦和区	四五、九六四人
南第十区 さいたま市南区	五二、七二三人

南第十一区	さいたま市緑区	三五、五四九人
南第十二区	さいたま市岩槻区	三一、六二三人
南第十三区	上尾市・伊奈町	七七、〇七五人
南第十四区	桶川市	二一、二二八人
南第十五区	北本市	一九、〇二八人
南第十六区	鴻巣市	三三、四〇四人
南第十七区	志木市	二一、〇五七人
南第十八区	新座市	四五、八八四人
南第十九区	蕨市	一九、九九五人
南第二十区	戸田市	三七、三二三人
南第二十一区	朝霞市	三九、三五六人
南第二十二区	和光市	二三、〇四五人
西第一区	所沢市	九七、二〇六人
西第二区	入間市	四一、三六六人
西第三区	飯能市	二二、四六八人
西第四区	狭山市	四二、六九九人
西第五区	ふじみ野市・三芳町	四二、〇七二人
西第六区	富士見市	三一、三三三人
西第七区	川越市	九八、〇八〇人
西第八区	日高市	一五、四七九人
西第九区	毛呂山町・越生町・鳩山町	一六、八一四人
西第十区	坂戸市	二七、八三七人
西第十一区	鶴ヶ島市	一九、七二二人
西第十二区	東松山市・川島町・吉見町	三六、一四九人
西第十三区	滑川町・嵐山町・小川町・ときがわ町	二一、八〇二人
北第一区	秩父市	一七、〇六一人
北第二区	横瀬町・皆野町・長瀨町・小鹿野町・東秩父村	一〇、八四六人
北第三区	本庄市・神川町・上里町	三三、六二七人
北第四区	深谷市・美里町・寄居町	五二、〇二〇人
北第五区	熊谷市	五四、九七三人
東第一区	行田市	二二、五〇六人
東第二区	羽生市	一五、一〇五人
東第三区	加須市	三一、五二三人
東第四区	久喜市	四二、七八六人

東第五区	蓮田市	一七、六一四人
東第六区	白岡市・宮代町	二四、三八五人
東第七区	春日部市	六六、二〇三人
東第八区	越谷市	九五、六八一人
東第九区	八潮市	二五、二三一人
東第十区	三郷市	三九、〇一五人
東第十一区	幸手市・杉戸町	二六、八九〇人
東第十二区	吉川市・松伏町	二七、九一〇人

正 誤

埼玉県公営企業管理規程第四号（令和四年四月十五日第三百三号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

企業局

正

公営企業

ページ 行

一 前から八

誤

規程第百六号

正

公営企業管理規程第十三号